

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	条例、規則等の取扱い	協議細目	
調整の方針	条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障がないよう整備するものとする。		
留意事項	先	進	事例
原則 新設合併の場合、合併関係市町村(高富町、伊自良村、美山町)は消滅するため、各町村の条例・規則等は失効する。また、合併と同時に消滅することとなる一部事務組合(山県消防組合、山県郡保健福祉事務組合等)の条例・規則等も失効する。 このため、新市において必要な条例・規則等は、原則として、新市において新たに制定し施行する必要がある。 制定施行の区分 合併期日からすぐに施行しなければならないもの A 条例 新市の市長職務執行者(地方自治法施行令第1条の2)の専決処分(地方自治法第179条第1項)により即時制定し施行する。 B 規則等 制定権者(新市の職務執行者)の職権(地方自治法第15条第1項)により制定し施行する。 合併後、逐次制定し施行させるもの 例) 議案提出権が町にない条例、制定権のない規則(委員会規則等)等 例) 新市発足当初には必要がないが逐次制定するもの等合併時に廃止するもの	新市町村名	合併の期日	条例、規則の取扱い
	さいたま市	平成13年5月1日	条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備するものとする。
	西東京市	平成13年1月21日	条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき以下の条例・規則等の整備方針に基づき調整するものとする。 [条例・規則等の整備方針] 新市発足時には、田無市、保谷市の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。(「区分」は略)
	篠山市	平成11年4月1日	(1)4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。 (2)類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 (3)合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。
例外 新市において、条例・規則等が制定施行されるまでの間、新市の市長職務執行者は、従来地域で施行されていた条例・規則を新市の条例規則として引き続き施行することができる。(地方自治法施行令第3条) 事務手続き 暫定施行する条例等を告示し施行する。 旧町村の特定の条例又は規則を、旧町村それぞれの区域に適用する場合と、新市全域に適用する場合がある。	あきる野市	平成7年9月1日	(1)2市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一化を図り、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 (2)使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。
			地方自治法 第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。 地方自治法施行令 第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。 第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。